

昭和26年9月20日



第49號

足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

發行所 東京都足立区北葛十番町1-50
 編集 総務課文書係
 電話 浅草 044015
 足立 { 31115
 { 31115
 東京都足立区千住2-55
 巧文社印刷所(織田)
 電話 足立 { 3406
 { 3767



9月8日午後2時、区内の子供会が区長室を訪れ大山区長に花束を贈呈した
 ○この子供会は堤北の若草、みどり、すずらん、ひばり、仲よしの5子供会で、緑蔭子供会や巡回娯楽班その他種々の催しで、長い夏休みの間、楽しい

毎日を過ごさせてくれた区長さんに、感謝の花束を贈ろうという訳で、この日のこととなつた。
 この花束を持った区長が、にこにこしながら、みなさんも2学期がはじまりますが、夏休みの間に気がついたり研

究したことを、もつとも勉強に適した秋に、よく学びとつてくださいと激励すれば、しつかりやりますとお河童の瞳に明るい光を輝かせて秋の街にでていつた。

解説

生活保護及び児童福祉事務等の
区から都への移行について

民生課長 加藤 憲治

従来生活保護法による保護の実施機関は市町村長であつたが東京都においてはその性格において他の市長に準ずるものであると謂われる23特別区長の手を離れ保護実施の権限は都知事が掌握していた。

然しこの権限は区長に委任することが許されていたので、23区の区長は、知事から委任を受けて、保護事務を行つてきたのである。

即ち足立区では民生課に保護係を設け、又現業機関として、民生館民生事務所を8か所設置して、この事務を区長の責任の下に行つてきた。

然るに今回(去る6月の国会の議決による)、生活保護法が改正せられ、又、「社会福祉事業法」が制定せられて、生活保護法事務は区から全く離れ去ることとなつた。

改正された生活保護法は、その第19条第1項で、保護を決定し、実施する機関として、(1)都道府県知事(2)市長(3)福祉事務所を管理する町村長と規定しており、特別区の区長は除外されている、而も同法第19条第4項では「保護の実施機関は保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に限り、委任することがなきる。」と規定され、これによれば、東京都においては、知事の委任を受けて保護事務を行い得るものは知事の管理に属する行政庁である地方事務所、支庁又は福祉事務所(後述)にのみ限られていて、区長は今後この事務の委任さえ受けられないこととなつた。

生活保護法の改正によつて、前述の通り、保護事務は区から全く離れ去ることとなり、且つ民生委員も同法第22条によつて保護の実施機関、福祉事務所、又は社会福祉主事に対する協力機関である故、これ又、区と極めて縁遠い間柄となることが想像される。

改正規定の実施期日は来る10月1日となつているがそれでは10月以降、こ

の保護事務は都知事の下において如何なる方法で取り扱われるか?

新しく制定された「社会福祉事業法」第3章第13条によれば、従来の民生館、民生事務所に代つて、福祉事務所



海で、山で、真黒になつた子供達が、第2学期を迎えて元気に教室に揃つた。プラメオスの葉が1枚青い空から降つて窓硝子にかすかな音を立てる。校庭をへだてて路行く人の耳に「秋だ、第2学期だ、よく学び、よく運動しよう」という低学年生の斉唱が、かすかな秋の愁哀を感じさせる。教室では、充分調査研究された休暇後の児童教育対策に従つて、夏休み中の行きごとや思い出を静かに回想させながら、除々に規律的な学校生活のペースに児童達を導き入れるよう細心な注意を払つている教師の努力が、真剣に続けられている。

夏休み中の各児童の作品の隅々に感じられる家庭の愛情と、綿密な学校側の指導方法によつて育まれる子供達は、飛び去るジェット機の爆音に、ふと夏の海を想い出しながらも一步一步静かな2学期に入つて行く。

という事務所(大阪では民生安定所と称している)が設置され、保護事務を取り扱う。この福祉事務所は生活保護法関係の事務以外に、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をも包含して取り扱う。従つて、現在区長に委任されている児童福祉法関係事務も区から離れることが考えられる。

そして、この福祉事務所の設置義務者は(1)都道府県と地方自治法第155条第2項の市(京都、大阪、名古屋、神戸、横浜の5大都市)及び(2)前項の市以外の市(普通の中小都市)と規定されていて、町村は福祉事務所の設置については任意である旨が定められている。又町村の場合は、2つ以上の町村が事務組合を設けて、この事務所を設けることが出来る旨が規定されている。

特別区の自治権が尊重されるならば(2)の「市」の中に「特別区を含む」と規定されるべきだが、生活保護法において、保護事務の実施機関から特別区の区長が外されている関係上、ここにおいても、特別区は事務所の設置者から外されている。

次に、この福祉事務所は幾つ設置されるかといえは(1)の都道府県と5大都市では人口10万について約1つとなつており、普通の都市及び町村又は組合町村の場合は各1つとなつている。東京都の23区の場合、東京都は各区に1つの福祉事務所を設置する予定であり、この事務所は1室2課の機構であるという。即ち「所長室」「相談課」「厚生課」が設けられ、相談課が保護事務を担当し、厚生課には「児童係」と「福利係」の2係が置かれてそれぞれ事務を扱う、と仄聞している。

区政は区民の手で

自治区政への運動推進

区政は区民の手で行うという、民主主義にもとづく地方自治の精神の高揚につれ、完全自治区を目指す区では、今まで都との間に、事務事業の移管、財政の配分等につき慎重な交渉と研究を重ねてきたが、その結果は昨々巷間に周知の通りであり、このため区議会ではさきに区民自治擁護連盟本部及び自治権拡充委員会(特別委員会)を設置し本運動の目的完遂に努力してきたが更に9月13日午前9時から委員会を開き特別区の区長、議長、自治権拡充委員長、財政委員長の合同会議で決定した財政措置の線に沿つて本運動を一層強力に展開することになつた。

〔自治権拡充委員〕

- 委員長 鯨岡 兵輔
- 副委員長 浦林 光春 大川 正一
- 委員 江口兵藏、清水宗忠、永田うめ志、宮入五郎、浅古幸藏、片岡蔵、小林三四郎、阿出川信孝、遠峯富次、野沢多藏、岡田 清、鈴木伸二、江川長吉

クラフト式徴税方法 の實施に當つて

足立区役所でもクラフト式徴税方法の實施を始めました。そこでこの機会にクラフト式徴税方法とはどんなものかを説明するとともに、一段と皆様の御協力をお願い致します。

クラフト式と云うのは総司令部経済科学局才入課のクラフト氏が研究した方法でありまして、もともと税は、その納期限内に納税者が持参して納税すべきものでありますが、もしこの義務を履行しなかつた場合には、区役所から滞納処分吏が滞納金の徴収に伺い、出来得る限りその場で現金を納めて戴きたいのでありますが、滞納者の中には折り悪しく都合の悪いときもあるので、その場合は「納税注意書」をお渡し致します。この注意書を受け取つた方は、指定された日時までに区役所へお出での上納入しなければなりませんもしその日時までにお納めにならない

ときは、己むを得ず財産差押等しなければなりません。

また滞納処分吏が伺つたとき、滞納者が不在の場合には、「区税滞納金の納入方について」と云う赤紙の印刷物を置いて来ますから、これを受け取つた方も、それに指定された日時までに区役所へお出での上納入しなければなりません。もしそのとき都合の悪い方は係員に御相談下されば、事情によつては誓約書を戴いて多少猶予致します。そしてその日限に納入しないときは、己むを得ず財産差押をすることになります。

この方法を採用する理由は、正直者が馬鹿をみないように、公平の実現と経費の節減にありますので、よく御理解の上税金の完納について一層の御協力をお願い致します。

鶏にニューカッスル病 養鶏者に注意

8月下旬島根町附近に鶏のニューカッスル病という伝染病が発生したので都では足立区の鶏の区外移動を禁じました。ニューカッスル病にかかつた鶏は1.下痢便をする 2.ぜいぜい苦しうな呼吸をする 3.くちばしを開いて首を長く伸ばす仕種をする 4.首を左右にふる 5.重症になつた鶏は首をよじつたり曲げたりするようになります。といつたような症状を示しまずから、疑わしいと思つた時は区経済課農事係に申し出て下さい、直ぐに係員がまいつて注射をすることになっております。

ニューカッスル病の死亡率は約3%で罹病した鶏は卵を生まなくなり、又初期に生んだ卵でも食用にはならず却つて毒になるのでこの病気の予防には充分気をつけて下さい。

- 予防法としては次の点に注意のこと。
1. 伝染経路としては人間の履物に附いて運ばれる率が一番高く、このため外出後鶏舎に入るときなどにはケンゾール液で消毒するようにすること。
 2. 鶏の飼からも伝染しますから飼をかう時にも充分注意すること。

養護學園の第2學期初まる

7月20日から臨海學園として区内小、中学生及び父兄によるこばれた上総養護學園は9月15日から本来の養護學園として50名の区内虚弱児童を収容、26年度の第2学期を開始した。

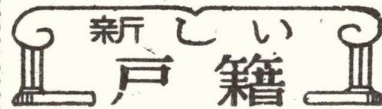
梅島小學校の

復舊工事完了

昨年12月初旬、火災で6教室と教員室などを焼失した梅島小學校の復旧工事がこのほど完成、9月下旬落成式を行うことになつた。復旧校舎は308坪で焼失前より約50坪ほど大きく新たに音楽教室や給食室などが増築された。

第4回足立体育祭

於 千住新橋グランド
10月7日午前9時
多数御来場をおねがい致します



婚姻の無効及び取消

1. 婚姻の無効

人違い、心神喪失者、当事者の知らぬ間に第三者が届出た場合等の事由で当事者間に婚姻の意思がないとき及び婚姻の届出をしないときは婚姻は無効である。形式的に届出がしてある場合は無効の原因について当事者間に争がなければ届出人又は事件本人から家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正をすればよいのであるがその他の場合には無効確認の訴によりその確定判決を得てから戸籍の訂正をしなければならない。

戸籍の訂正申請は裁判確定の日から1か月内に、その裁判を求めた者から、裁判の謄本を添えて、訂正される者の本籍地又は届出人の所在の戸籍係にしなければならない。

2. 婚姻の取消

不適令者の婚姻、重婚、再婚禁止期間違反者の婚姻、近親者の婚姻等の場合は、各当事者、その親族又は検察官から、取消を請求することができる。検察官の取消請求権は当事者の一方が死亡すれば消滅する。詐欺又は強迫による婚姻による場合

は詐欺又は強迫を受けた者に取消権がある。

取消権は次の場合に消滅する

1. 婚姻不適令者が適令に達したとき但し不適令者は適令に達した後3か月は取消権を有するが適令に達した後追認したとき。
2. 婚姻禁止期間違反者の婚姻は前婚の解消若しくは取消の日から6か月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したとき
3. 詐欺又は強迫によつて婚姻した者は、当事者が詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後3か月を経過した時、又は追認したとき。

婚姻の取消は家庭裁判所の審判又は訴による。審判又は判決確定後訴を提起した者又は調停の申立人が届出人となり確立の日から10日以内に判決又は審判書の謄本と確立証明書添えて夫婦いずれかの本籍地又は届出人の所在地の戸籍係に戸籍訂正の届出をする。訴を起した者が検察官の場合は検察官から戸籍訂正の請求をする。

婚姻の取消は将来に向つて婚姻関係を消滅するものであつてその効力は既往には及ばない。

婚姻により入籍した者は取消によつて婚姻前の氏に後し後籍する。その籍が除籍になつているか又は申出をすれば新しく戸籍がつくれる。

日本脳炎を媒介する 蚊を撲滅しましょう

日本脳炎発生状況と予防対策について、過去3か年の日本脳炎の発生状況は、23年度165名、24年度12名、25年度72名で、本年は8月以降4名の患者が出ているが、それが何れも下沼田3件南畑之内1件で、1地域に集団発生しております。これは蚊（コガタアカイエカ、アカイエカ）の媒介によつておこるもので、この病気に対する予防としては、下水（道路側溝を含む）の浚渫、或いは水溜りをなくすること等、ボフラのわく場所をなくし、蚊に産卵場所を与えないということが第一の要点であります。日本脳炎は、幼年に感受性が高く、青壮年については罹患率が漸減しておりますが老年にな

ると再び罹患率が高くなります。而し老年になつて、罹患率が高くなるのは、必ずしも感受性の亢進によるものではなく、単に一般的抵抗力の減退に起因するものであります。又幼少青年層の男子の罹患率が女子に比べて著しく高いことは例年見られている現象であります。これは性による感受性の相違によるものか或いは生活様式の相違が原因となつてゐるか現在の所では不明であります。夏期長時間に亘つて戸外で無帽で作業や遊戯をしたような場合、過労等が誘発原因となつております。

故に第一に前記のような誘発原因と考えられている戸外長時間の過労後や、屋間幼児の屋寝の際には必ず蚊帳をつるように常に心掛けて下さい。

予防方法としては次の点が挙げられます。

- (1) 防火用水、種々の空缶の撤去
- (2) 下水の浚渫、流通を良好にする 駆除剤撒布
- (3) 水溜りを埋没する
- (4) 小川の岸辺の雑草刈取、駆除剤撒布
- (5) 竹藪の下草刈、竹の切株は斜にし水の溜らぬ様にする、木の穴に土を入れる等
- (6) 墓地の花立、石の廻込に砂を入れること
- (7) 燻煙法
- (8) 土地に蟹穴様の害を掘るとか煙草の空箱等を置き潜伏場所を求めて集つた蚊を殺す
- (9) 捕虫囊による場合
- (10) ランプの使用

使用薬品ピレトリン乳剤（除虫菊乳剤）3%ピレトリン乳剤を250倍に稀釈して使用する。

区議会日誌

- 8月16日教育委員会開会
- 1 通学区域変更について
 - 2 足立区立第4中学校2部制実施報告について
 - 3 緑蔭子供会について
 - 4 各種請願書について
- 8月20日総務、財務合同委員会及び議員総会開会
- 1 自治権拡充問題について

区立4中(第2部)の入学者激増 夜間中學の成果擧がる

本年7月16日、全国の教育関係者の注目を浴びて設置された区立4中の2部制は、開校当初僅か4名の入学生徒をみるに過ぎず、長期欠席生徒及び未就学生徒（就学適令者の）等の数から最低100名の入学希望者の来校することを予想してこれが開校に努力した区の期待を裏切つたが、あくまで教育基本法に基づき教育の機会均等の見地から奨学の具体的措置を講じようとする区長の熱意は変らず、各中学校の長期欠席者、未就学者を調査し懇切な奨学知識をこれら生徒の家庭に直送した結果、最近では就学希望者が激増し（9月12日現在の就学生徒数89名）100名を突破する日も遠くないと予想されている。

これら夜間の中学に学ぶ生徒の特徴としては、昼間の生徒についてゆくためには今までに後れた分の課程を取り戻さなければという意識が動いてか、出席率は100%を示し、又極めて学業に熱心であり担任教師もその一途な向学意欲に驚嘆している。

ともあれ、働きながらでも義務教育が受けられるようになったという喜びのために、とかく暗くなり勝ちであつたこれら恵まれざる家庭が、一つの「張り合い」をつかんで何かしら今までとは違つた明るい日常生活を過ごせるようになったという感謝の言葉を聞くまでもなく、入学希望者の激増しつつある現実から考えても2部制実施は画期的な成功であつたといえる。

- 8月25日総務財務合同委員会及び議員総会開会
- 1 自治権拡充問題について
 - 2 自治擁護連盟設立について
- 8月26日災害対策特別委員会実地調査
荒川放水路堤塘敷内について
- 8月27日教育委員会開会
- 1 昭和26年度6.3制整備事業について
 - 2 教員住宅運営協議委員選任について
 - 3 学校建築の所管について
- 8月28日自治権拡充委員会開会
特別委員会として新たに設置され下記案件について審議を行つた
- 1 役員互選について
下記の通り決定した
委員長 鯨岡兵輔
副委員長 浦林光春
同 大川正一
 - 2 運動方針について
- 8月30日自治権拡充企画部打合せ及び議員総会開会
- 1 自治権拡充問題について
- 9月1日災害対策特別委員会開会水害予防対策について審議を行つた。

人事

区の人事異動が9月3日次の通り発令になつた

()内は旧職

総務課監査係長 椎名彦安（教育課学事係員）△総務課用度係長 村上時治（税務課動産税係長）△税務課動産税係長 山崎定男（支所庶務課経理係長）△民生課保護係長 榑庭正男（支所庶務課庶務係長）△収入役室管財係長 松本信武（支所税務課動産税係長）

〔支所〕

庶務課庶務係長 藤田五郎兵衛（経理課用度係長）△庶務課経理係長 石倉三郎（経済課農事係員）△税務課動産税係長 高橋光（第14出張所長）△厚生課寄留係長 小川資伯（第3出張所長）

〔出張所、民生館、民生事務所〕

第3出張所長 鶴田宗男（総務課監査係長）△第7出張所長 木島秋三（千住新橋民生事務所長）△第10出張所長 山口一夫（民生課保護係長）△第14出張所長 藤田祐幸（第16出張長）△第15出張所長 佐々木彪一郎（第10出張所長）△第16出張所長 野口五郎（本木民生館管理、福利教化係長）△第17出張所長 浅井保太郎（第19出張所長）△第19出張所長 花田稔（第17出張所長）△収入役室管財係長 頼田金造（収入役室管財係長兼支払係長）